第84回定時株主総会招集ご通知に関しての
電子提供措置事項

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- 事業報告
  「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 計算書類
  「株主資本等変動計算書」
  「個別注記表」

第84期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

太洋物産株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定的内容の概要

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

内部統制システムを有効に運用するため、取締役・従業員が社会規範に則した行動をとるための企業倫理行動指針として「行動規範」を制定し、取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」（年４回開催）を中心として、この「行動規範」が企業風土に定着する努力を絶えず行うことにより、法令及び定款に適合した業務が行われる体制をとっております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

当社は法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報取扱規程、リスク・コンプライアンス規程に基づき、実施、維持、運用を継続的に実施していくこととしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、発生しうる様々な危機に関する予防策を講じ、また、発生時の体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例取締役会を月１回開催し、法令または定款に定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに業績・業務の執行状況の把握を行うとともに懸案事項が生じた時は、臨時取締役会を適宜開催することにより、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努めております。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、従業員31名程度の小規模会社であることから、専属の従業員を配置しておりませんが、監査等委員の必要に応じて内部監査室が連携する体制をとっております。

⑥ 前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を任命し人事的対応を図っております。

・監査等委員会によりその職務を受けた使用人は、当該指示された業務を他の業務に優先し遂行するとともに、当該指示された業務に関して、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものといたします。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、当社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実等について監査等委員会に報告する体制及び監査等委員会から要請がある場合にその事実を速やかに報告する体制をとっております。

⑧　監査等委員の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

(a)監査等委員の職務の遂行上必要と認められる費用について、その前払い等の請求があるときは、当該請求が適切でない場合を除き、速やかにこれに応じます。

(b)監査等委員が職務遂行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めるものとします。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、総務部を窓口として、警察、弁護士等の関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応いたします。また、平素から警察や関係団体など外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み

当社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの重要性の理解と、その尊守について、情報セキュリティ、インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信・研修の実施等をおこなっております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口を設置し運用しております。また、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。「リスク・コンプライアンス委員会」においては、当社を取り巻く環境の変化により生じうるリスク、その発生時の対応について討議しております。

さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化を図っております。

②　業務執行の適正性の確保に関する取組み

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする営業会議を毎月１回開催し、各部門が

おかれている現状についての情報交換を行い、問題点についての共有化を図っております。

③　監査等委員の職務執行体制に関する取組み

当社の監査等委員は、当社の重要な会議に出席するほか、取締役や従業員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

④　財務報告の適正性を確保するための体制に関する取組み

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に規定された財務報告に係わる内部統制が有効に行われる体制を整備し、定期的な評価、見直しを行っております。また、当社の監査等委員は、内部監査室と定期的に面談等を実施し、情報交換を行っております。

⑤　反社会的勢力排除に向けた取組み

反社会的勢力に対しては、取引契約書への排除条項の記載や不当要求防止責任者の選任を実施し、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を行っております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年10月1日残高	257,792	157,792	157,792	246,914	246,914
事業年度中の変動額					
当期純利益			－	162,799	162,799
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	162,799	162,799
2024年９月30日残高	257,792	157,792	157,792	409,713	409,713

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2023年10月1日残高	△969	661,530	11,679	11,679	14,839	688,049
事業年度中の変動額						
当期純利益		162,799		－		162,799
自己株式の取得	△35	△35		－		△35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	△53,575	△53,575	5,418	△48,156
事業年度中の変動額合計	△35	162,763	△53,575	△53,575	5,418	114,606
2024年９月30日残高	△1,004	824,293	△41,895	△41,895	20,258	802,656

個 別 注 記 表

記載金額に関する注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価額のない株式等並びに子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

商品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ

時価法によって評価しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。

・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。

・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

商品　1,912,169千円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。なお、営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の減価率を設定し、取得価額に当該減価率を乗じることにより、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。正味売却価額は、業界情報等における相場情報をもとに適正に見積もった価額をもとに算定しております。

今後の顧客のニーズの変化、新型コロナウイルスの感染拡大や市場環境の悪化等により将来の正味売却価額が著しく下落した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の評価損の金額は3,637千円であります。

追加情報

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1．担保資産

担保に供している資産

売掛金	1,745,861	千円
建物	47,773	千円
土地	145,560	千円

上記に対応する債務

短期借入金	5,014,699	千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　142,839 千円

3．関係会社に対する金銭債権債務

金銭債権

売掛金	40,294	千円

金銭債務

未払費用	1,789	千円

4．輸出手形割引高　9,558 千円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高　53,578 千円

2．顧客との契約から生じる収益

損益計算書上の売上高　18,758,310 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式数の総数　普通株式　1,934,019 株

2．自己株式数　普通株式　789 株

3．剰余金の配当

（1）当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度となるもの。

該当事項はありません。

4．当事業年度の末日における発行済新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類と総数

普通株式　604,500 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産

関係会社出資金評価損	23,317千円
退職給付引当金	32,878千円
株式等評価損	901千円
繰越欠損金	283,769千円
その他	7,370千円
繰延税金資産小計	348,236千円
評価性引当額	△348,236千円
繰延税金資産合計	－千円

(2) 繰延税金負債

前払年金費用	35,484千円
繰延税金負債合計	35,484千円

(3) 繰延税金負債の純額　35,484千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融取引に対する取組方針

当社は、資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として銀行借入によることを基本的な取組方針としております。資金需要の内容によっては、社債発行及び増資等によりその資金を賄うなど、最適方法により調達する方針であります。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、レバレッジの効く投機的な取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払費用は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。その一部には輸入に伴う外貨建債務があり、為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、返済日は最長で決算日後１年以内であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務や外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引を行っております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における取引担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。借入金については、変動金利と固定金利を適切にミックスすることにより、金利変動リスクの管理と資金調達コストの抑制の両立を図る方針です。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決済担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金については、短期間で決済され、帳簿価額が時価に近似していることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴電子記録債権	11,733	11,733	－
⑵売掛金	4,944,818	4,944,818	－
資　産　計	4,956,551	4,956,551	－
⑴支払手形	193,518	193,518	－
⑵買掛金	1,195,253	1,195,253	－
⑶短期借入金	5,414,699	5,414,699	－
⑷未払費用	152,465	152,465	－
負　債　計	6,955,936	6,955,936	－
⑸デリバティブ取引※	(41,895)	(41,895)	－

※1.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

2.市場価格のない株式等である関係会社出資金（貸借対照表価額129,652千円）については、上記の表に含め

ておりません。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)電子記録債権、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)短期借入金、(4)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連　　（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	264,752	－	(注)2.
為替予約等の原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	175,611	－	△42,944
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	192,657	－	1,048

（注）1.時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

2.為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

3.金融商品適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引	－	△41,895	－	△41,895

②時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
電子記録債権	－	11,733	－	11,733
売掛金	－	4,944,818	－	4,944,818
資　産　計		4,956,551		4,956,551
支払手形	－	193,518	－	193,518
買掛金	－	1,195,253	－	1,195,253
短期借入金	－	5,414,699	－	5,414,699
未払費用	－	152,465	－	152,465
負　債　計	－	6,955,936	－	6,955,936

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係わるインプットの説明

電子記録債権、売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、レベル２の時価に分類しております。

支払手形、買掛金、短期借入金、未払費用

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、レベル２に時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約は、観察可能なインプットである為替レートを用いて評価しているため、レベル２の時価に分類しております。

持分法損益等に関する注記

1．関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	59,442 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	113,879 千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△5,177 千円

2．開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品区分別に分解した売上高は以下のとおりです。

商品区分	報告セグメント			金額（千円）
	食料部	営業開拓部	生活産業部	
牛肉	1,077,463			1,077,463
牛肉その他	268,476			268,476
加工食品	3,024,899			3,024,889
輸入鶏肉	1,335,172			1,335,172
鶏肉その他	67,545			67,545
国産鶏肉	1,445,900			1,445,900
農産品		3,019,016		3,019,016
化学品		494,819		494,819
中国関連		7,030,071		7,030,071
豚肉			986,061	986,061
その他			8,883	8,883
顧客との契約から生じる収益	7,219,457	10,543,907	994,945	18,758,310
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	7,219,457	10,543,907	994,945	18,758,310

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の５つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価額を算定する
ステップ４：取引価額を契約における履行義務に配分する
ステップ５：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

①牛肉・牛肉その他・加工食品・輸入鶏肉・鶏肉その他・国産鶏肉・豚肉・農産品

主に農畜産物を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が営業倉庫内にて外部顧客に名義変更される時点をもって、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

②化学品

主に化学塗料や美白材等といった化学製品を海外に卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該商品が国内から海外への船積がなされた時点で、外部顧客に当該商品の支配が移転するため、その時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

③中国関連・その他

主に第三国においてECサイト等で販売する化粧品等の雑貨類を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が第三国の営業倉庫内にて外部顧客に名義変更された時点をもって、当該履行義務が充足されると判断しております。

３．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,239,446
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,956,551
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	15,180
契約負債（期末残高）	6,139

（2）残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	404円71銭
２．１株当たり当期純利益	84円20銭

重要な後発事象に関する注記

１．有償ストック・オプション（第4回新株予約権）

当社は、2024年11月14日開催の取締役会議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施するものです。

（新株予約権の発行要項）

1．本新株予約権の名称

第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2.本新株予約権の数

70個（新株予約権１個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100株とし、下記4．(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3.新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの払込金額は、695円（新株予約権の目的である株式1株当たり6.95円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2024年11月14日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値879円/株、ボラティリティ21.87%、配当利回り0%、無リスク利子率0%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価格879円/株、満期までの期間3年間、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額である。

4．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の

無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、879円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数＋新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年12月1日から、2027年12月31日までとする。

(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、3億円を超過した場合、上記（3）に定める権利行使期間に限り権利を行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。
ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、上記 4.(2)に準じて取締役会により適正に調整されるものとする。）に50％を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合

(b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第 59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5.新株予約権の割当日

2024年11月29日

6.新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)以下に該当する場合、上記4. (3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

②新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。

③新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

④本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

⑤新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

7.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4. (1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した

後に、上記 4.（2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記 4.（3)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4.（3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.（4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記4.（6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記6.に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9.新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年11月29日

10.申込期日

2024年11月29日

11.新株予約権の割当ての対象者及び数割当対象者人数割当株数

当社取締役　2名　4,000株

当社従業員　3名　3,000株

２．税制適格ストック・オプション（第5回新株予約権）

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて無償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

（新株予約権の発行要項）

1．本新株予約権の名称

第5回新株予約権

2．本新株予約権の総数

450個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

職務遂行の対価として公正発行により割り当てるものであり、有利な条件には該当しない。

4．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.02を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使

価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年12月1日から、2034年10月31日までとする。

(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2024年11月29日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)以下に該当する場合、上記4. (3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

②新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。

③新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

④本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

⑤新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4. (1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記4. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記4. (3)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4. (4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記4. (6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記6. に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 申込期日

2024年11月29日

10. 新株予約権の割当ての対象者及び数割当対象者人数割当株数

当社取締役（監査等委員である者を除く）	2名	8,000株
当社監査等委員である取締役	3名	3,000株
当社従業員	30名	34,000株